

毎週火、金曜日発行(但休日、日曜日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆選管告示
 - 参議院通常選挙における選挙長等の選任
 - 右選挙に用いる投票用紙等
 - 右選挙において調製する補充選挙人名簿等
 - 選挙公報の掲載文の申請期限等
 - 立会演説会の開催町村
 - 立会演説会の演説の順序等をきめるくじを行
う日時等
 - 立会演説会の開催計画
 - 選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行
う日時等
 - 候補者の氏名及び党派別の掲載順序を定める
くじを行う日時等
 - 候補者の選挙運動に関する支出金の制限額
 - 参議院議員通常選挙における選挙会並びに選
挙分会の場所等
 - 開票区の改正

◆選挙長告示

地方選出議員の選挙における選挙立会人のくじを行う場所等

◆選挙分会長告示

全国選出議員の選挙における選挙立会人のくじを行う場所等

◆正誤

昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第四号中訂正

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員選挙及び全国選出議員選挙における選挙長及び選挙分会会長並びに選挙長及び選挙分会長の職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住 所 氏 名

選挙長 倉吉市余戸谷町千九百八十一番地 野坂 綱定

選挙長職 鳥取市東町七十八番地 中川 一郎
 務代理者
 選挙分会 倉吉市余戸谷町千九百八十一番地 野坂 綱定
 選挙分会 鳥取市東町七十八番地 中川 一郎
 長職務代 理者

二 選挙長及び選挙分会長の執務場所
 鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和三十一年七月八日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
 二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

三、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒の文字は、参議院全国選出議員選挙については赤色、参議院地方選出議員選挙については黒色とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和三十一年七月八日執行の参議院議員通常選挙について調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日
 昭和三十一年六月十八日
 二 申請期間及び申請の方法
 昭和三十一年六月十九日から六月二十五日までに住所地の市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。
 三 調製期間
 昭和三十一年六月二十六日から六月二十八日まで

四 縦覧期間

昭和三十一年六月二十九日から七月二日まで

五 異議の申立期間

縦覧期間中

六 異議の決定期間

昭和三十一年六月二十九日から七月四日まで

七 確定期日

昭和三十一年七月五日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 申請期限
 昭和三十一年六月二十五日
 二 くじを行う日時

昭和三十一年六月二十六日 午前十一時

三 くじを行う場所

鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員の選挙において立会演説会を開催すべき市の単位及び町村を次のとおり指定した。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会を開催すべき市の単位
 鳥取市 三単位
 倉吉市 二単位
 米子市 三単位
 境港市 一単位
 二 立会演説会を開催すべき町村
 岩美郡 宇倍野村、岩美町
 八頭郡 郡家町、八頭村、若桜町、河原町、智頭町

気高郡 気高町、鹿野町、青谷町
 東伯郡 東郷町、関金町、三朝町、由良町、東伯町、赤碕町
 西伯郡 名和町、淀江町、春日村、西伯町
 日野郡 溝口町、根雨町、黒坂町

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員選挙の立会演説会における参加申出者の演説の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日 時 昭和三十一年六月十六日 午前十一時
 二場 所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員の選挙

における立会演説会の開催計画を次のとおり定めた。
 昭和三十一年六月十二日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 立会演説会の方法
班別編成の方法によらない立会演説会とする。
- 二 候補者一人当りの演説時間
四十分以内
- 三 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催市町村	開催市町村	予定会場
六月十九日 午後二時	米子市	就将小学校
六月二十日 七時	春日村	春日小学校
六月二十日 二時	黒坂町	黒坂小学校
六月二十日 七時	根雨町	根雨公会堂
六月二十一日 二時	溝口町	溝口小学校
六月二十二日 七時	西伯町	法勝寺中学校
六月二十二日 二時	米子市	大篠津小学校

六月二十三日	七時	境港市	境小学校
六月二十四日	二時	淀江町	淀江小学校
六月二十五日	七時	米子市	啓成小学校
六月二十六日	二時	名和町	名和中学校
六月二十七日	七時	赤碕町	赤碕中学校
六月二十八日	二時	東伯町	浦安公会堂
六月二十九日	七時	由良町	緑ヶ丘中学校
六月三十日	二時	関金町	鴨川中学校
六月三十一日	七時	倉吉市	河北中学校
六月三十一日	二時	倉吉市	成徳小学校
六月三十一日	七時	三朝町	三朝中学校
六月三十一日	二時	東郷町	松崎小学校
六月三十一日	七時	鹿野町	鹿野小学校
六月三十一日	二時	青谷町	青谷小学校
六月三十一日	七時	気高町	浜村小学校
六月三十一日	二時	鳥取市	湖山小学校
六月三十一日	七時	鳥取市	日進小学校

七月一日	二時	河原町	八頭第一中学校
七月二日	七時	岩美町	浦富小学校
七月三日	二時	八頭村	八東小学校
七月四日	七時	若桜町	若桜小学校
七月五日	二時	郡家町	中央中学校
七月六日	七時	智頭町	智頭小学校
七月七日	二時	宇倍野村	宮下小学校
七月八日	七時	鳥取市	遷喬小学校

四 一回の立会演説会において演説をすることができ
 候補者の数 五人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和三十一年七月八日執行の参議院全国選出議員の選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 くじを行う日時
昭和三十一年六月二十六日 午前十一時三十分
二 くじを行う場所
鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和三十一年七月八日執行の参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日 時 昭和三十一年六月二十七日 午前十一時
二場 所 鳥取市東町九十九番地
鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員の選挙における候補者の選挙運動に関する支出金の制限額は、

次のとおりである。

昭和三十一年六月十二日
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
候補者一人につき 六二四、四〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員の選挙及び全国選出議員選挙における選挙会並びに選挙分会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙会
一場 所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県庁

二日 時 昭和三十一年七月十二日 午後一時

選挙分会

一場 所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県庁

二日 時 昭和三十一年七月十二日 午後二時

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法第十八条第二項の規定により設定した市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区(昭和三十一年鳥取県選挙管理委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改める。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区の表中八頭郡の部のうち

「一 八東開票区一安部村、八東村、丹比村」を二八東開票区一八頭村、丹比村」に改める。

参議院地方選出議員選挙
選挙長告示

参議院地方選出議員選挙選挙長告示第一号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

参議院地方選出議員選挙選挙長 野坂綱定

一場 所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二日 時 昭和三十一年七月六日 午後一時

参議員全国選出議員選挙
選挙分会長告示

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示第一号

昭和三十一年七月八日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十一年六月十二日

参議院全国選出議員選挙選挙分会長 野坂綱定

一場 所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二日 時 昭和三十一年七月六日 午後二時

正 誤

昭和三十一年六月五日鳥取県選挙管理委員会規則第四号
中誤植があるので次のとおり訂正する。

十九頁中

「第二十三条の次に次の一条を加える。」とあるのは

「第二十三条の次に次の二条を加える。」の誤り。

第二十三条の二 第三項中「参加すべき候補の数が二

人に……」とあるのは「参加すべき候補者の数が二

人に……」の誤り。

二十頁中

第二十三条の三第二項中「前条第四項」とあるのは

「前条第五項」の誤り。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所